

陽光町 宗教施設

計画地周辺のまちなみ

埋立てにより整備された南芦屋浜（潮芦屋）地区は、既成市街地から離れ、海辺の新たな住宅地環境を育てていこうとしている地区である。兵庫県企業庁が土地分譲を行うこの南芦屋浜地区のビジョンは「潮芦屋計画」に示され、市は地区計画を活用して漸進的な開発の調整を行っているところである。

特に計画地のある地区は、住宅地に隣接して住宅以外の施設利用が計画されている地区であり、業務施設、医療施設及び生活利便施設等が混在する市街地が形成されつつある。住環境を育てるという観点からは、隣接地や通りとの関係に配慮し、敷地単位の施設整備によって通り景観を新たに創出しなければならないところである。

計画地の隣接地には歩行者専用道を挟んで都市計画公園（陽光公園）が整備され、多くの住民に親しまれている。歩行者専用道は南芦屋浜に学校がないことから、シーサイドタウンに向かう通学者にとっての主要な通学路となっている。このため計画地は多くの歩行者の目に触れる場所であることを意識し、オープンスペースや公園との緑の連続性について特に配慮する必要がある。

<計画地の基本条件>

計画地は第一種住居地域に指定され、南芦屋浜地区地区計画における生活利便地区及び芦屋市都市景観条例に基づく景観形成地区（生活利便地区）内にある。地区計画では道路境界線からの外壁後退距離（県道鳴尾浜線の擁壁上部から 3.2m、南側道路から 1.5m）や道路際に閉鎖的な門や塀等を設けないようにするなど、開放的な街並みとなるように基準が定められている。また、景観形成地区では緑化等の基準（敷地面積 1000m²以上の場合は敷地面積の 30%を緑地とすることを目標とし、敷地際を緑化する場合は同 20%）が定められている。

計画地周辺では、個別に施設整備が進むなかで、乱雑なまちなみとならないよう周辺との関係性や通りの緑の連続性に配慮し、生活に根ざしたうるおいと活気あふれる街並みの形成を目指している。

計画地の北側は、阪神高速道路 5 号湾岸線（幅員約 27m）が高架であり、その側道として県道芦屋鳴尾浜線（全幅約 65m、敷地と接する南側側部分の幅員約 15m）が整備されている。計画地は県道から約 4m 程度高い位置にあるため、県道から計画地へのアプローチは困難である。また、高架構造物など多くの工作物があり、人通りも少ない。

一方、計画地の東側には歩行者専用道を挟んで都市計画公園（陽光公園）が整備されている。歩行者専用道はあゆみ橋へとつながりシーサイドタウンや学校への通学路となっているため、児童や親子連れなど人通りが多い。計画地は通学者、高層住宅地の住民など、この通りを利用する歩行者の動線上にある。

計画地の南側は、市道（幅員 16m）を挟んで、南芦屋浜復興公営住宅として整備された市営陽光団地（400 戸）、県営南芦屋浜高層住宅（414 戸）がそれぞれ 6 階建て、9 階建て、12 階建ての住棟によって建ち並んでいる。計画地南側、市道の歩道には、ナンキンハゼの街路樹が約 3m 間隔で並んでおり、新しい街の通り景観の主要な構成要素となっている。

周辺および地域のコンテキストに基づき配慮すること

- * 計画地はあゆみ橋や公園の利用者等，多くの人の目に触れる場所に位置しているため，建築デザインとともに，景観形成に大きな影響を与えるオープンスペースの配置や使い方，植栽計画を一体的に計画し，緑の連続性のある景観創出を図ること。特に計画地の東側隣接地には陽光公園が位置しているため，東側の通りからの見え方を意識した計画とすること。
- * 計画地は南芦屋浜への入り口にあたり，南芦屋浜地区のイメージを印象づけるため，建築物の壁面や外部階段の外壁など，景観へのインパクトの大きい構成要素を計画するときは，緑と調和した穏やかなデザインとすること。
- * 東の歩行者空間を歩く人に対して，長大な壁面が無機質なイメージを与えないよう，植栽の樹種や高さ，密度等を工夫し，建物が木々の合間から見えるような風景づくりにより，地域性の向上に寄与するような通り外観とすること。
- * 隣接地など，周辺の開発との関連やつながりを意識した計画とすること。計画地においては陽光公園の緑との連続性に考慮した計画とすること。
- * 計画地の南側には，南芦屋浜復興公営住宅が建ち並んでいる。高層階からの見下ろしに対する壁面や屋根，屋外設備等の見え方に対して配慮した計画とすること。